

当該取得の認可を申請した日
前一月以前の日である場合を
除く。

ニ 〇に規定する受益証券の元
本の回収金として当該外国投
資家が得た内国支払手段。但
し、当該元本の回収金の支払
期日が当該取得の認可を申請
した日以前一月以前の日である
場合を除く。

ホ 当該外国投資家が他の外国
投資家から相続、遺贈又は合
併に因り取得した内国支払手
段で、ロからニまで中「当該
外国投資家」とあるのを「ホに
規定する他の外国投資家」と
読み替えた場合においてロか
らニまでに掲げるものに該当
するもの

ハ 当該外国投資家が、当該取
得のために第九条の二第一項
に規定する外国投資家預金勘
定から当該取得の認可のあつ
た日以後払いもどしを受けた
内国支払手段

第八条第三項中「規定は、」の下
に「この法律の規定に基づいて外資
委員会が指定する場合及び」を
加え、「又は承認」を「承認その
他の行政処分」に改める。

第九条第一項中「利子若しくは
元本の償還金」を「果実若しくは元
本の回収金」に改め、同条第二項
中「配当金又は社債の利子若しく
は元本の償還金」を「株式、持分、
受益証券又は社債の果実又は元本
の回収金」に、「当該配当金、利子
又は元本の償還金」を「当該果実又
は元本の回収金」に改め、「持分」

の下に「受益証券」を加え、第一
章中同条の次に次の一条を加え
る。

(外国投資家預金勘定)

第九条の二 外国投資家預金勘定
は、本邦通貨をもつて表示される
外国為替銀行（外国為替及び外国
貿易管理法第十条第三項に規定す
る外国為替銀行をいう。）に対する
特別の預金勘定とし、外国投資家
に対し開設されるものとする。

一 外国投資家が、その開設してい
る外国投資家預金勘定に預け入れ
ることができるものは、左に掲げ
るものに限る。

一 当該外国投資家が適法に所有
している株式又は持分の売却代
金で第十五条の二第一項第三号
（但書を除く。）に掲げる売却代
金に該当するもののうち、その
売却の日から三月を経過しない
もの

二 当該外国投資家が適法に所有
している受益証券の元本の回収
金で第十五条の二第一項第四号
（但書を除く。）に掲げる元本の
回収金に該当するもののうち、
その支払期日から三月を経過し
ないもの

三 当該外国投資家が適法に所有
している株式又は持分で第十五
条の二第一項の規定に基づきその
元本の回収金の外国へ向けた支
払が認められたものとされてい
るものにつき当該外国投資家が
受けた残余財産の分配金等のう
ち、その支払期日から三月を経
過しないもの

四 当該外国投資家が第十三条の

三の規定による確認を受けた株
式若しくは持分の売却代金、受
益証券の元本の回収金若しくは
残余財産の分配金等（以下この
号において「売却代金等」とい
う。）又はその確認を受けた請求
権に係る売却代金等のうち、そ
の確認の日から当該外国投資家
による三月を経過しないもの。

但し、当該確認を受けた売却
代金等又は請求権の取得が、
当該売却代金等又は当該請求権
に係る売却代金等の支払期日
（株式又は持分の売却代金につ
いては、その売却の日）から三
月経過後に行われたものである
ときは、他の外国投資家が外法
に外国投資家預金勘定に預け入
れていたものに限る。

何人も、前項の規定により預け
入れることができるものを除いて
は、外国投資家預金勘定に預け入
れ、又はその預入を受けてはなら
ない。

4 前三項に定めるものの外、外国
投資家預金勘定の開設、当該勘定
への預入、当該勘定からの払いも
どしその他当該勘定に関し必要な
事項は、政令で定める。

第二章の標題中「届出又は認可」
を「認可及び届出並びに授下され
た外国資本の指定等」に改める。

第十条を次のように改める。

(技術援助契約の認可)

第十条 外国投資家及びその相手方
は、技術援助契約でその期間又は
その対価の支払の期間が一年をこ
えるもののうちその対価を外国へ
向けた支払により受領しようとし
るもの（以下「甲種技術援助契約」

という。）を締結し、若しくは甲種
技術援助契約の更新その他当該契
約の条項の変更をしようとするこ
と

き、又は甲種技術援助契約以外の
技術援助契約（以下「乙種技術援助
契約」という。）の更新その他当該
契約の条項の変更をしようとする
場合において、当該更新その他当
該契約の条項の変更の結果当該乙
種技術援助契約が甲種技術援助契
約となるときは、外資委員会規則
で定めるところにより、当該技術
援助契約の締結又は更新その他当
該契約の条項の変更について外資
委員会の認可を受けなければなら
ない。

第十一条第一項中「ところによ
り」の下に「当該取得について」を
加え、同条第二項中「左の各号の
一に該当し」を「その取得が当該法
人の財産の増加をもたらす」に、
「配当金」を「果実又は元本の回収
金」に改め、同項各号及び同条第
四項を削り、同条第三項中「前項」
を「前二項（前項第二号から第十号
までを除く。）」に改め、同項を同
条第四項とし、同条第二項の次に
次の一項を加える。

3 前二項の規定は、左の各号に掲
げる場合については適用しない。

一 外国投資家が、適法に株式又
は持分を所有する他の外国投資
家から当該株式又は持分を譲り
受ける場合

二 外国投資家が、株式又は持分
を相続又は遺贈に因り取得する
場合

三 株式又は持分を所有する法人

の合併に際し、合併後存続する
法人又は合併に因り新たに設立
される法人である外国投資家
が、当該株式又は持分を取得す
る場合

四 適法に法人の株式又は持分を
所有する外国投資家が、当該法
人の合併に際し、当該株式又は
持分に基き合併後存続する法人
又は合併に因り新たに設立され
る法人の株式又は持分を取得す
る場合

五 適法に株式を所有する外国投
資家が、当該株式の発行会社の
準備金の資本への組入に因り発
行される新株の発行に際し、当
該株式について割り当てられる
当該新株を取得する場合

六 適法に株式を所有する外国投
資家が、当該株式の発行会社の
再評価積立金の資本への組入に
因り発行される新株（再評価積
立金の資本組入に関する法律第
四条第一項に規定する払込金額
の定がある新株を除く。）の発
行に際し、当該株式について割
り当てられる当該新株を取得す
る場合

七 適法に株式を所有する外国投
資家が、当該株式の分割又は併
合に因り発行される新株を取得
する場合

八 適法に株式を所有する外国投
資家が、当該株式に対する利益
の配当に充てるため発行される
新株を取得する場合

九 適法に転換株式又は転換社債
を所有する外国投資家が、当該
転換株式又は転換社債について

転換に因り新株を取得する場合
十 外国投資家が、連合国財産で
ある株式の回復に關する政令
(昭和二十四年政令第三百十
号)若しくはドイツ財産管理令
(昭和二十五年政令第二百五十
二号)又は連合国財産の返還等
に關する政令(昭和二十六年政
令第六号)の規定に基き株式の
回復又は持分の返還を受ける場
合

十一 その他政令で定める場合
第十二条及び第十三条を次のよう
に改める。

(受益証券の取得の認可)

第十二条 外国投資家は受益証券で
その果実又は元本の回収金を外国
へ向けた支払により受領しようと
するものを取得しようとするとき
は、外資委員会規則で定めるところ
により、当該取得について外資
委員会の認可を受けなければなら
ない。

2 前項の規定は、前条第三項第一
号から第三号まで中「株式又は持
分」とあるのを「受益証券」と読
み替えた場合においてこれらの号
に掲げる場合に該当する場合につ
いては適用しない。

3 前項の規定中前条第三項第一号
に係る部分は、外国為替及び外国
貿易管理法の規定による制限を排
除するものではない。

(社債又は貸付金債権の取得の認
可)
第十三条 外国投資家は、日本の法
令により設立した法人の発行する
社債又は貸付金債権でその果実又
は元本の回収金を外国へ向けた支
払により受領しようとするものを

取得しようとするときは、外資委
員会規則で定めるところにより、
当該取得について外資委員会の認
可を受けなければならない。但
し、当該取得の日から当該社債
又は貸付金債権の元本の償還の
日までの期間が一年以下である
場合その他当該取得が外国為替
及び外国貿易管理法に基き命令の
規定の適用により短期の国際商業
取引の決済のためのものであると
される場合には、この限りでな
い。

2 前項の規定は、第十一條第三項
第一号から第三号まで中「株式又
は持分」とあるのを「社債又は貸付
金債権」と読み替えた場合におい
てこれらの号に掲げる場合に該当
する場合については適用しない。

3 第一項但書の規定及び前項の規
定中第十一條第三項第一号に係る
部分は、外国為替及び外国貿易管
理法の規定による制限を排除する
ものではない。

(投下外国資本の指定)

第十三条の二 外国投資家は、左の
各号の一に掲げる株式、持分、受
益証券、社債又は貸付金債権(以
下この条において「株式等」とい
う。)に係る果実又は元本の回収金
であつてその支払期日が当該外国
投資家による当該株式等の取得の
日(当該取得が相続又は遺贈に因
るものであるときは、当該外国投
資家が当該相続の開始又は遺贈を
知つた日。以下この条において同
じ。)以後の日であるものを外国へ
向けた支払により受領しようとし
るときは、外資委員会規則で定め

るところにより、当該株式等の取
得の日から三月以内に申請して、
当該株式等について外資委員会の
指定を受けることができる。

一 当該外国投資家が、第十一條
第三項第一号に掲げる場合(同
号中「株式又は持分」とあるのを
「受益証券、社債又は貸付金債
権」と読み替えた場合において
同号に掲げる場合に該当する場合
を含む。)に第八條第二項第四
号イからヘまでに掲げるものを
対価として取得した株式等。こ
の場合において、第八條第二項
第四号ロからニまで中「当該取
得の認可を申請した日前一月」
とあるのは、「当該取得の日前三
月」と、同項第四号ヘ中「当該取
得の認可があつた日以後」とあ
るのは、「当該取得の日以前一
月以内」とする。

二 当該外国投資家が、第十一條
第三項第一号から第三号までに
掲げる場合(これらの号中「株式
又は持分」とあるのを「受益証
券、社債又は貸付金債権」と読
み替えた場合においてこれらの
号に掲げる場合に該当する場合
を含む。)に他の外国投資家から
の譲受(内国支払手段を対価と
する譲受を除く。)に因り又は相
続、遺贈若しくは合併に因り取
得した株式等で、当該他の外国
投資家又は被相続人、遺贈者若
しくは合併に因り消滅した法人
(当該株式等が相続、遺贈又は
合併に因りこれらの者が取得し
たものであるときは、政令で定
める者を含む。)について第十五

条又は第十五条の二第二項の規
定に基き既に当該株式等の果実
又は元本の回収金の外国へ向け
た支払が認められたものとされ
ていたもの

三 株式又は持分で第十五条の二
第一項の規定に基き既にその果
実又は元本の回収金の外国へ向
けた支払が認められたものとさ
れているものを適法に所有する
当該外国投資家が、第十一條第
三項第四号から第八号までに掲
げる場合に当該株式又は持分に
つき取得した株式又は持分

四 転換社債又は転換株式で第十
五条又は第十五条の二第二項の
規定に基き既にその果実又は元
本の回収金の外国へ向けた支払
が認められたものとされている
ものを適法に所有する当該外国
投資家が、第十一條第三項第九
号に掲げる場合に当該転換社債
又は転換株式につき取得した株
式

五 当該外国投資家が、第十一條
第三項第十号に掲げる場合に第
八條第二項第四号イからヘまで
に掲げるものを対価又は対価に
相当するものとして回復を受け
た株式。第一号後段の規定は、
この場合について準用する。

六 第十一條第三項第十一号に掲
げる場合に当該外国投資家が取
得した株式又は持分その他の株
式等で政令で定めるもの
(技術援助の対価等の相続等の確
認)

第十三条の三 外国投資家は、相
続、遺贈又は合併に因り技術援助

の対価若しくは株式、持分、受益
証券、社債若しくは貸付金債権の
果実若しくは元本の回収金若しく
は残余財産の分配金等(以下この
条において「対価等」という。)又
はこれらのものの請求権を他の外
国投資家から取得し、当該対価等
(当該請求権に係る残余財産の分
配金等(当該請求権に係る残余財産
の分配金等を含む。))を生じた株式
又は持分の元本の回収金の外国へ
向けた支払が、第十五条又は第十
五条の二第二項若しくは第二項の
規定に基き当該他の外国投資家
(当該対価等又は当該請求権が相
続、遺贈又は合併に因り当該他の
外国投資家が取得したものである
ときは、当該他の外国投資家以外
の政令で定める外国投資家を含
む。)について認められたものとさ
れているものである場合において、
当該対価等又は当該請求権に係
る対価等を外国へ向けた支払に
より受領しようとするときは、前
条の規定の適用を受ける場合を除
く外、外資委員会規則で定めると
ころにより、当該外国投資家が当
該対価等又は当該請求権を取得し
た日(当該取得が相続又は遺贈に
因るものであるときは、当該外国
投資家が当該相続の開始又は遺贈
を知つた日)から三月以内にその
旨を外資委員会に届け出て、その
確認を受けることができる。

第十四条の見出しを「認可、指定
又は確認の条件」に改め、同条中
「認可」の下に「指定又は確認」を加
え、同条第二項中「前項」を「第二項」

に改め、「規定する条件」の下に「及び前項の規定による変更後の条件」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律の規定による認可、指定又は確認を受けた外国投資家が、外資委員会規則で定めるところにより、前項の規定により附された条件の変更を外資委員会に申請した場合に、外資委員会は、当該申請につきやむを得ない事情があると認めたときに限り、これを変更することができる。

第十五条を次のように改める。
(技術援助の対価又は社債若しくは貸付金債権の果実若しくは元本の回収金の送金の保証)

第十五条 第九条の規定により技術援助の対価若しくは社債若しくは貸付金債権の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支払により受領しようとする旨が明らかにされた場合において、この法律の規定による外資委員会の認可があつたとき、又は社債若しくは貸付金債権の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支払により受領しようとする場合において、当該社債若しくは貸付金債権につき第十三条の二の規定による外資委員会の指定があつたときは、当該認可又は指定を受けた外国投資家について、外国為替及び外国貿易管理法第二十七条の規定により、当該対価(当該認可が当該技術援助契約の更新その他当該契約の条項の変更に係るものであるときは、その支払期日が当該認可の日以後の日であるものに限る)又は当該果

実若しくは元本の回収金(その支払期日が当該外国投資家による当該社債又は貸付金債権の取得の日(当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日)以後の日であるものに限る)の外国へ向けた支払が認められたものとする。但し、前条の規定により外資委員会が条件を附した場合においては、当該条件に従わなければならない。

(株式、持分又は受益証券の果実又は元本の回収金等の送金の保証)

第十五条の二 第九条の規定により株式、持分若しくは受益証券の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支払により受領しようとする旨が明らかにされた場合において、この法律の規定による外資委員会の認可があつたとき、又は株式、持分若しくは受益証券の果実若しくは元本の回収金を外国へ向けた支払により受領しようとする場合において、当該株式、持分若しくは受益証券につき第十三条の二の規定による外資委員会の指定があつたときは、当該認可又は指定を受けた外国投資家について、外国為替及び外国貿易管理法第二十七条の規定により、左の各号に掲げるものであつてその支払期日が当該外国投資家による当該株式、持分又は受益証券の取得の日(当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日)以後の日であるものの外

国へ向けた支払が認められたものとする。但し、第十四条の規定により外資委員会が条件を附した場合においては、当該条件に従わなければならない。

一 当該株式、持分又は受益証券の果実

二 当該株式(償還株式に限る)の利益をもつてする消却金

三 当該株式又は持分の売却代金で、その売却が当該株式又は持分(当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その売却された当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は併合の際の分割又は併合後の株式の取得であるときは、その株式について

の被分割株式又は被併合株式。以下この号において同じ。)の当該外国投資家による取得の日(当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日)から三年経過後に行われたもの。但し、当該外国へ向けた支払がその売却の日から三月経過後に行われるものであるときは、その売却の日から三月以内の期間内の日から引き続き第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられているものに限る。

四 当該受益証券の元本の回収金。但し、当該外国へ向けた支払が当該元本の回収金の支払期日から三月経過後に行われるものであるときは、その支払期日から三月以内の期間内の日から引き続き第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられているものに限る。

左の各号に掲げるものの外国へ向けた支払は、外国為替及び外国貿易管理法第二十七条の規定により、当該各号の外国投資家について認められたものとする。但し、第十四条の規定により外資委員会が条件を附した場合においては、当該条件に従わなければならない。

一 株式又は持分で前項の規定に基きその元本の回収金の外国へ向けた支払が認められたものとされているものにつき外国投資家が受ける残余財産の分配金等のうち、当該株式又は持分(当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その元本の回収金の外国へ向けた支払が認められたものとされている当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は併合後の株式の取得であるとき

は、その株式についての被分割株式又は被併合株式(以下この号において同じ。)の当該外国投資家による取得の日(当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日)から三年経過後のもの。但し、当該外国へ向けた支払が当該残余財産の分配金等の支払期日から三月経過後に行われるものであるときは、その支払期日から三月以内の期間内の日から引き続き第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられているものに限る。

二 外国投資家が開設している第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定につき生ずる利子

は、その株式についての被分割株式又は被併合株式(以下この号において同じ。)の当該外国投資家による取得の日(当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日)から三年経過後のもの。但し、当該外国へ向けた支払が当該残余財産の分配金等の支払期日から三月経過後に行われるものであるときは、その支払期日から三月以内の期間内の日から引き続き第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられているものに限る。

二 外国投資家が開設している第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定につき生ずる利子

(送金を保証された株式、持分又は受益証券の元本の回収金等の送金額の制限)

第十五条の三 外国投資家が、前条第一項の規定に基き外国へ向けた支払が認められたものとされる株式又は持分の売却代金の外国へ向けた支払をする場合において当該株式又は持分(当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一條第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その外国へ向けた支払が認められたものとされる当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に

掲げる場合における株式の分割又は併合の際の分割又は併合後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式又は被併合株式。以下この項において同じ。）の当該外国投資家による取得の日（当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日）から三年を経過した日の属する年以後の各年におけるその三年を経過した日又はその日の応当日から一年間の各期間においてその外国へ向けた支払をした当該売却代金の合計額が、その外国へ向けた支払が認められたものとされる株式又は持分で当該外国投資家がその三年を経過した日において所有していたもの（以下この項において「送金可能株式等」という。）の株数の総数又は持分に係る出資の価額の総額（有価証券の持分については、出資の口数の総数）又は出資の価額（有価証券の持分については、出資の口数）の送金可能株式等の売却代金の合計額をこえることとなるときは、そのこえる金額に相当する売却代金については、前条第一項の規定は、適用しない。

2 外国投資家が、前条第一項の規定に基づき外国へ向けた支払が認められたものとされる受益証券の元本の回収金で、その支払期日の属する年以後の各年におけるその支払期日又はその日の応当日から一年間の各期間において外国へ向けた支払をすることができず、その外国へ向けた支払が認められ

その外国へ向けた支払が認められたものとされる受益証券の元本の回収金のうち、その金額の百分の二十の金額以下の金額に相当するものに限り、当該百分の二十の金額をこえる金額に相当する元本の回収金については、前条第一項の規定は、適用しない。

3 外国投資家が、前条第二項の規定に基づき外国へ向けた支払が認められたものとされる株式又は持分についての残余財産の分配金等で、当該株式又は持分（当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が第十一条第三項第四号に掲げる場合における法人の合併の際の合併後存続する法人又は合併に因り新たに設立される法人の株式又は持分の取得であるときは、合併に因り消滅した法人の株式又は持分、その外国へ向けた支払が認められたものとされる当該株式の当該外国投資家による取得が同項第七号に掲げる場合における株式の分割又は併合の際の分割又は併合後の株式の取得であるときは、その株式についての被分割株式又は被併合株式。以下この項において同じ。）の当該外国投資家による取得の日（当該株式又は持分が相続、遺贈又は合併に因り当該外国投資家が取得したものであるときは、政令で定める日）から三年を経過した日の属する年以後の各年におけるその三年を経過した日又はその日の応当日から一年間の各期間において外国へ向けた支払をすることができず、その外国へ向けた支払が認められ

のとされる株式又は持分についての残余財産の分配金等のうちその金額の百分の二十の金額以下の金額に相当するものに限り、当該百分の二十の金額をこえる金額に相当する残余財産の分配金等については、前条第二項の規定は、適用しない。

4 第一項の規定は、同一法人の発行する株式又は同一法人の持分の売却代金ごとに、前項の規定は、同一法人の発行する株式又は同一法人の持分についての残余財産の分配金等ごとに、それぞれ各別に適用する。

（確認を受けた技術援助の対価等の送金の保証）

第十五条の四 外国投資家が、第十三条の三の規定により同条に規定する対価等又は請求権について確認を受けたときは、当該外国投資家について、外国為替及び外国貿易管理法第二十七条の規定により、当該対価若しくは当該請求権に係る同条に規定する対価等又はこはらのもので第九條の二第一項に規定する外国投資家預金勘定に預け入れられたものにつき生ずる利子の外国へ向けた支払が認められたものとする。但し、第十四条の規定により外資委員会が条件を附した場において、当該条件に従わなければならない。

第二十四条中「契約を締結し、若しくは更新し」を「技術援助契約を締結し、若しくは当該契約の更新その他当該契約の条項の変更をし」に改め、「持分」の下に「受益証券」を加え、同条に次の一項を加える。

2 外資委員会は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、左に掲げるものに関し、外国投資家又はその相手方その他の利害関係人から報告を求めることができる。

一 この法律の規定による認可を受けて締結し、又は更新その他契約の条項の変更をした技術援助契約

二 この法律の規定による認可を受けて取得した株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権

三 この法律の規定による届出をした株式又は持分

四 この法律による指定を受けた株式、持分、受益証券、社債又は貸付金債権

五 この法律の規定による確認を受けた第十三条の三に規定する対価等及び請求権

六 この法律の規定により附した条件の履行状況

七 この法律の規定により開設した外国投資家預金勘定

第二十六条第一号を同条第二号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条に第一号として次のように加える。

一 第九條の二第三項の規定に違反した者

第二十六条に第四号として次のように加える。

四 第十二条第一項の規定に違反した者

第二十七条中「又は虚偽」を「又は同項若しくは第十三条の三の規定による届出をなすに際し虚偽」に改める。

第二十八条中「第二十四条」の下に「第一項若しくは第二項」を加える。

附則第四項及び第五項を削り、附則第六項を附則第四項とし、附則第七項を附則第五項とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 外国投資家がこの法律施行前にその締結若しくは更新その他契約の条項の変更又は取得について改正前の外資に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定による認可を受けた技術援助契約又は株式、持分、社債若しくは貸付金債権（以下「株式等」という。）及び外国投資家がこの法律施行前に改正前の法附則第四項の規定による指定を受けた株式又は持分に係る技術援助の対価、配当金、利子又は元本の償還金のうち、改正前の法第十五条第一項又は同法附則第四項の規定に基づき外国為替及び外国貿易管理法第二十七条の規定により外国へ向けた支払が認められたものとされているものについては、この法律施行後は、改正後の外資に関する法律（以下「改正後の法」という。）第十五条又は第十五条の二の規定に基づき外国為替及び外国貿易管理法第二十七条の規定により外国へ向けた支払が認められたものとする。但し、配当金については、当該株式若しくは持分がこの法律施行前に当該外国投資家により取得されたものであるとき、又は当該株式若しくは

持分の当該外国投資家による取得が改正後の法第三十一条第三項各号に掲げる場合における取得に該当しないときに限る。

3 外国投資家が、この法律施行前にその取得した株式等についてその果実又は元本の回収金（それぞれ改正後の法第三十一条に規定する果実又は元本の回収金をいう。以下同じ。）のうち、前項の規定の適用により外国へ向けた支払が認められたものとされている果実又は元本の回収金以外のものを

外国へ向けた支払により受領しようとする場合、外国投資家が、この法律施行前にその取得した技術援助の対価又は株式等の果実若しくは元本の償還金のうち、前項の規定の適用により外国へ向けた支払が認められたものとされている対価、果実又は元本の償還金以外のものを外国へ向けた支払により受領しようとする場合及び外国投資家が、この法律施行前にその取得した技術援助の対価又は株式等

条 項

読み替えられる字句

読み替えられる字句

第十三条の二
（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）

外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日のいずれかおそい日）

当該株式等の取得の日から

外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日から

第十三条の二
対価として

対価として昭和二十年九月二十四日以後

第十三条の二
第六号
（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）

外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日のいずれかおそい日）

第十三条の三

当該外国投資家が当該対価等又は当該請求権を得た日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）

外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日のいずれかおそい日）

第十五条

当該外国投資家による当該株式又は貸付金債権の取得の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）

外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日のいずれかおそい日）

第十五条の二
第一項

当該外国投資家による当該株式、持分又は受益証券の取得の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日）

外資に関する法律の一部を改正する法律施行の日（当該取得が相続又は遺贈に因るものであるときは、当該外国投資家が当該相続の開始又は遺贈を知つた日のいずれかおそい日）

備考 この表において「外資に関する法律の一部を改正する法律」とは、この法律をいう。

4 外国投資家は、この法律施行前に改正前の法第三十一条第一項の規定による認可を受けてこの法律施行後取得した株式又は持分、その配当金が附則第二項の規定の適用により外国へ向けた支払が認められたものとされているものうち、当該株式又は持分の当該外国投資家による取得が改正後の法第三十一条第三項各号に掲げる場合における取得に該当しないものの元本の回収金を外国へ向けた支払により受領しようとするときは、外資委員会規則で定めるところにより、この法律施行の日から三月以内に申請して、当該株式又は持分について外資委員会の指定を受けることができる。

5 前項の規定による外資委員会の指定は、改正後の法第十三条の二の規定による指定とみなす。

6 前項の規定の適用がある場合における改正後の法第十五条の二第一項の規定の適用については、同項中「左の各号」とあるのは、「第二号及び第三号」とする。

7 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○福田政府委員 ただいま議題となりました外資に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、大要を御説明いたします。

日本経済の自立とその健全な発達を促し、国際收支の均衡を維持するた

めに、国内における資本の蓄積の促進と並んで、民間外資の導入がきわめて必要であることはいまさら申すまでもありません。

政府は、昭和二十五年五月外資に関する法律を制定し、外資導入とこれに伴う海外送金に対するわが国の方針、手続等を明らかにし、外資を保護するための法的措置を定め、さらに昭和二十六年四月この法律を改正し、株式取得の制限を緩和し、もつて外資導入の促進をはかつたのであります。

この法律は、御承知のように、外国資本の投下について認可または届出の制度をとり、日本経済の自立、発展及び国際收支の改善に寄与するものに限りて投下を認めるとともに、それに伴う海外送金の保障措置を設けたものであります。平和条約の効力発生を目前に控え、対日投資の活発化が予測される折から、これら制度による制限は漸次これを緩和すべき時期に立ち至つたと認められるのであります。よつてこの際外国投資家の投資を容易にして外資導入の促進をはかるため外国投資家による株式等の取得の制限を大幅に緩和、かつ外国投資家が取得した株式の売却代金その他の元本の回収金についてその海外送金を保障し得る道を開くとともに、新たに株式等について指定及び確認によつても送金の保障を與える制度を設ける等の措置をとることとしたのであります。

次に本法案のおもな内容を簡単に御説明いたします。

第一は、認可制度の改正であります。まず株式持分の取得について無償交付新株等の取得は認可を要しないこととし、さらに株式、持分に限らずす

七

た。質疑は次会に行うこととしたし、す。

○多田委員代理 次に国土総合開発計画に関する件を議題とし、まず政府より説明を求めます。今井田政府委員。

国土総合開発法の一部を改正する法律案

国土総合開発法の一部を改正する法律

国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を加える。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 国土総合開発審議会、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会（第三条―第六条の六）

第三章 総合開発計画の作成（第七條―第十一條の四）

第四章 総合開発計画の実施（第十二條―第十三條の三）

第五章 補則（第十四條―第十五條）

附則

第一章 総則

第二条の見出しを「国土総合開発計画」に改める。

第三条の前に次の章名を附する。

第二章 国土総合開発審議会、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会

第四条第一項中「総合開発計画」

の下に「及びその実施に関し必要な事項」を加える。

第五条を次のように改める。

第六條第一項中「（以下本条中「審議会」という。）を削り、「三十人」を「四十五人」に改める。

第六條第二項を次のように改める。

委員は、左に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 九人

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 六人

三 総合開発計画に関し学識経験を有する者 十五人以内

四 関係行政機関の職員 十二名以内

五 地方公共団体の長 三人

第六條第三項及び第八項を削り、同条第四項本文中「都道府県知事と兼ねる委員並びに関係行政機関の職員のうちから任命される委員を除く他の委員」を「前項第三号の委員」に改め、同項但書中「任期が四年の委員で最初に任命される委員」を「最初に任命される当該委員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「審議会」を「国土総合開発審議会」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「調査審議会」を「調査」に改め、同項を同条第七項とし、同条第七項中「委員」の下に「特別委員」を加え、同項を同条第八項とし、同条に第五項及び第六項として次の二項を加える。

5 特別の事項を調査審議させるために、国土総合開発審議会に、臨時に、特別委員を置くことができる。特別委員は、総合開発計画に関し学識経験を有する者及びその他適当と認める者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 特別委員は、特別の事項の調査審議が終了した場合においては、退任するものとする。

第六條の次に次の五項を加える。

（特別委員会）

第六條の一 国土総合開発審議会

は、特に重要と認める河川を含む特定地域又はその他の特定地域に関する特定地域総合開発計画及びその実施に関し必要な事項について、特別に調査審議する必要があると認める場合においては、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 特別委員会の委員長は、特別委員会に属する特別委員のうちから互選する。委員長は特別委員会の議事を整理し、その経過及び結果を国土総合開発審議会に報告しなければならない。

（国土総合開発審議会の運営等）

第六條の三 前二条に定めるものを除く外、国土総合開発審議会の事務をつかさどる機関並びに国土総合開発審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（資料の提出）

第六條の四 関係行政機関の職員は、国土総合開発審議会の求めに応じて、資料の提出、意見の陳述

又は説明をしなければならない。

（要旨の公表）

第六條の五 国土総合開発審議会

は、その調査審議の結果について必要があると認める場合においては、その要旨を公表するものとする。

（都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会）

第六條の六 都府県総合開発計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議するために、都府県は、条例で、都府県総合開発審議会を設置することができる。

2 地方総合開発計画及びその実施に関し必要な事項について調査審議するために、関係都府県は、その協議によつて、規約及び定め、地方総合開発審議会を設置することができる。

3 前項の規定による関係都府県の協議については、当該都府県の議会の議決を経なければならない。

4 前各項に規定するものを除く外、都府県総合開発審議会及び地方総合開発審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項（地方総合開発審議会については、費用の負担方法を含む）は、それぞれ条例又は規約で定めなければならない。

第七條の前に次の章名を附する。

第三章 総合開発計画の作成

第七條を次のように改める。

（全国総合開発計画）

第七條 内閣総理大臣は、関係各行政機関の長の意見を聞き、国土総合開発審議会の調査審議を経て、

政令の定めるところにより、全国の区域について、全国総合開発計画を作成するものとする。

2 全国総合開発計画は、前項の規定により作成された場合においては、これを都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画の基本とするものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により作成した全国総合開発計画の要旨を公表するものとする。

（都府県総合開発計画）

第七條の一 都府県は、その区域について、都府県総合開発計画を作成することができる。

2 都府県は、都府県総合開発計画を作成した場合には、建設大臣を通じて、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けた場合においては、これを国土総合開発審議会に諮問するとともに、関係各行政機関の長に送付しなければならない。

4 関係各行政機関の長は、前項の規定による送付を受けた場合においては、これに対する意見を経済安定本部総裁に提出し、経済安定本部総裁は、これらの意見を取りまとめて、国土総合開発審議会に提出しなければならない。

第九條 削除

第十條第一項中「特定地域として」

の区域について、全国総合開発計画を作成するものとする。

2 全国総合開発計画は、前項の規定により作成された場合においては、これを都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画の基本とするものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により作成した全国総合開発計画の要旨を公表するものとする。

（都府県総合開発計画）

第七條の一 都府県は、その区域について、都府県総合開発計画を作成することができる。

2 都府県は、都府県総合開発計画を作成した場合には、建設大臣を通じて、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けた場合においては、これを国土総合開発審議会に諮問するとともに、関係各行政機関の長に送付しなければならない。

4 関係各行政機関の長は、前項の規定による送付を受けた場合においては、これに対する意見を経済安定本部総裁に提出し、経済安定本部総裁は、これらの意見を取りまとめて、国土総合開発審議会に提出しなければならない。

第八條第二項中「前項の規定による」の下に「地方総合開発計画区域の設定のための」を加える。

第九條を次のように改める。

第九條 削除

第十條第一項中「特定地域として」

の区域について、全国総合開発計画を作成するものとする。

2 全国総合開発計画は、前項の規定により作成された場合においては、これを都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画の基本とするものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により作成した全国総合開発計画の要旨を公表するものとする。

（都府県総合開発計画）

第七條の一 都府県は、その区域について、都府県総合開発計画を作成することができる。

2 都府県は、都府県総合開発計画を作成した場合には、建設大臣を通じて、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けた場合においては、これを国土総合開発審議会に諮問するとともに、関係各行政機関の長に送付しなければならない。

4 関係各行政機関の長は、前項の規定による送付を受けた場合においては、これに対する意見を経済安定本部総裁に提出し、経済安定本部総裁は、これらの意見を取りまとめて、国土総合開発審議会に提出しなければならない。

第八條第二項中「前項の規定による」の下に「地方総合開発計画区域の設定のための」を加える。

第九條を次のように改める。

の下に、その資源の開発、災害の防除又は建設若しくは整備等に関し目標となるべき事項（以下「開発目標」という。）を示して、」を加え、同条第五項中「第七條」を「第七條の二」に改め、同条第六項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（特定地域総合開発計画の決定）

第十條の二 内閣総理大臣は、特定地域総合開発計画について第四條第一項の規定による報告又は勧告を受けた場合においては、その報告又は勧告に基づいて、政令の定めるところにより当該特定地域の開発目標に照らして根幹となるべき事業又は緊急を要する事業及びこれらと密接な関係を有する当該特定地域外の事業の計画からなる特定地域総合開発計画を決定し、閣議の決定を求めなければならない。

2 内閣総理大臣は、経済事情等の著しい変化のため、前項の規定による閣議の決定があつた特定地域総合開発計画が情勢の推移に適合しなくなつたと認める場合においては、関係各行政機関の長、関係都府県及び国土総合開発審議会の意見を聞いてこれを変更し、閣議の決定を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、その決定し、又は変更した特定地域総合開発計画について、閣議の決定があつた場合においては、その要旨を公表するものとする。

第十一條中「都府県総合開発計画、地方総合開発計画又は特定地域総合開発計画」を「総合開発計画」に改め、同条の次に次の三條を加える。

加える。

（都府県に対する勧告又は助言）
第十一條の二 内閣総理大臣、都府県が作成した総合開発計画について第四條第一項の規定による報告又は勧告を受けた場合においては、その報告に基づいて、当該総合開発計画を作成した都府県に対し、必要な勧告又は助言をしなければならない。

（総合開発計画の作成のための調査に要する経費）
第十一條の三 国は、都府県が総合開発計画を作成するための調査に要する経費については、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（調査の調整）
第十一條の四 経済安定本部総務長官は、関係各行政機関の長が総合開発計画に関して行つた調査について必要な調整を行い、当該各行政機関の長に対し、調査の結果について報告を求めることができる。

2 経済安定本部総務長官は、前項の規定による調整を行う場合において、必要があると認めるときは、関係各行政機関の長の意見を聞いて、特に調査すべき地域を指定することができる。

第十二條の前に次の章名を附する。

第四章 総合開発計画の実施
第十二條及び第十三條を次のように改める。

第十二條 関係各行政機関の長は、毎年度、特定地域総合開発計画の実施についてその所掌する事項に

関して作成した翌年度の事業計画を経済安定本部総務長官に提出しなければならない。

2 都府県は、毎年度、第十一條の二の規定による勧告又は助言に基づいて、総合開発計画の実施について翌年度の事業計画を作成した場合においては、政令の定めるところにより、これを関係各行政機関の長及び経済安定本部総務長官に提出することができる。

3 経済安定本部総務長官は、前二項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行うものとする。

（特定地域総合開発計画の実施に要する経費）
第十三條 政府は、特定地域総合開発計画を実施するために要する経費については、必要な資金の確保を図り、且つ、毎年度、国の財政の許す範囲内において、これを予算に計上することに努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う特定地域総合開発計画の事業について、国が負担すべき経費の割合に關し、別に法律の定めるところにより特例を設け、又は当該地方公共団体に対し、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十六條の規定に基づく補助金を交付し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

（特定地域総合開発計画に関する調整）
第十三條の二 関係各行政機関の長は、やむを得ない事情により、特定地域総合開発計画の円滑な実施

に支障を及ぼす虞がある処分又は事業は行わなければならない場合においては、内閣総理大臣に対し、当該特定地域総合開発計画との調整を要請しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、必要があると認めるときは、国土総合開発審議会の意見を聞いて、必要な調整を行うものとする。

（総合開発計画の実施に関する勧告）
第十三條の三 経済安定本部総務長官は、総合開発計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係各行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

第十四條の前に次の章名を附する。

第五章 補則
本則中第十四條の次に次の一条を加える。

（政令への委任）
第十五條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、昭和二十七年五月一日から施行する。
2 この法律施行の際現在に在職する国土総合開発審議会の委員のうち、総合開発計画に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員中内閣総理大臣の指定する二人は、この法律施行の日において、解任されるものとする。
3 この法律施行の際現在に在職する

国土総合開発審議会の委員のうち、総合開発計画に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員（都道府県知事と兼ねる委員及び前項の規定により解任される委員を除く。）は改正後の国土総合開発法第六條第二項第三号に掲げる者として、関係行政機関の職員のうちから任命された委員は同項第四号に掲げる者として、都道府県知事と兼ねる委員は同項第五号に掲げる者として、この法律施行の日において、別に政令を用いないで、国土総合開発審議会の委員にそれぞれ任命されたものとみなす。

4 前項の規定により改正後の国土総合開発法第六條第二項第三号に掲げる者として任命された国土総合開発審議会の委員の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同項に規定する任期からその者が同審議会の委員として既に在任した期間を控除した期間とする。

○今井田政府委員 国土総合開発法の改正法案につきまして御説明申し上げたいと思います。

国土総合開発法は昨年からその改正の準備に着手しておつたのでございますが、何分内容が関係各省の所管事務にわたります点が非常に多いので、政府内におきますところの意見の調整等に大分ひまどりまして、今年の春やつと政府内での意見の一致を見るに至つたのであります。ところがちやうどそのころ河川総合開発法案が、国会議員の間で議員提出をするように準備が進められてゐるというお話を伺いました、その法案を拜見いたしましたことこ

るが、ひとしく水と土地の利用を對象とし、目的としているのでありまして、河川総合開発法はわれ／＼が国土総合開発法におきまして考えていることと、内容はまったく同一の對象であったのであります。国土総合開発法におきましては、河川といわず、農地といわず、災害復旧といわず、国土全体の総合開発をねらつていたのであります。河川総合開発法におきましては、河川の開発を最大の目的としたしまして、河川に関連のある地域の総合

國の国土總合開發法の改正法案の中に盛り込みまして、河川總合開發法を国土總合開發法の中に吸収するという方向に、大體方針をおきめ願ひまして、今回の国土總合開發法の改正法案を提出することになつた次第であります。この法案は昨日司令部の方に提出いたしましたして大體天然資源局の内諾を得ておりますので、おそらく今日中には司令部の方から了承の返事が来るのではなからうかと期待しておる次第であります。

この法案の修正の要点はどんな点にあるかと申しますと、お手元に差上げた資料の中に、国土総合開発法の一部を修正する法律案要綱というものが入れています。この要綱をごらん願いますと大体おわかり願えるのではないかと申すのでございます。

修正しましたおもな点の第一は、審議会の機能と機構を改めた点が第一点であります。従来の国土総合開発法によりますと、この審議会の機能は大体国土開発計画を作成し、それを審議するという点にあつたのであります。

ところが今回の体正におきましては、国土開発計画の作成とその計画の審議にあたるというばかりではなしに、計画の実施を促進するという機能を新しく

審議會に付與したという点が改正の第一点であります。それからさらに審議會につきましては、従來審議會の委員は三十名とされておつたのでありますが、これを四十五名に増加いたしました、新たに十五名の衆参兩院の議員を

委員に任命することにしたといふことが、審議会機能、機構の改正に対する第二の点であります。これは何ゆえにかような改正をいたしたかと申し

ますと、先ほども申し上げましたように、河川総合開発法におきましては、ひとしく河川審議会というものをとおつくりになることを考えておられたようでありまして、この河川審議会の機能というものは、計画を作成するにあらずして、国がつくつた河川の開発計画の実施を促進するという点に河川審議会の大きな機能があつたようであります。これは一つの審議会の行き方として尊重すべきことではありますし、また適當な行き方でもありますので、

従来総合開発法の審議会において欠けておりました、計画の作成にとどまらず、実施を促進するという機能をこれに新しく付與するということとを、今回の改正において採用したのであります。すなわち河川総合開発法案の趣旨を取入れまして、そういうふうに審議

会の機能を体正し、同時にこの機能を完全に果しますためには、衆参両院議員の御参加を願う方が至当であると考えられましたので、十五名の委員の増加をいたしまして、今申し上げましたような機能を十分果すようにしていた

だくようにいたしましたことが、この審議会の機能及び機構を体正するといふ、今回の体正点のおもなるものの一つであります。

第二の体正点のおもなるものは、これは河川総合開墾法で考えられておりましたことと関連があるのであります、河川総合開墾法におきましては、河川というものを中心にして、当該地域の開発をはかつて行くということで

あります。現在の河川の荒廢状況から見まして、この考え方をどうしても進めて行くという御主張が相当強くありました。国土総合開発法において

も、河川というものを非常に重視しておることは申すまでもないのであります。河川に関する特別の審議会を設けるかどうかということにつきましていろいろ問題がございましたが、結果において総合開釜法におけるところの審議会の中に、河川を中心として審議する新しい特別委員会というものを、必要によつては設置するということにいたしましたして、河川総合開釜法との調整をはかつたのであります。これが今回の体正の第二点であります。

逐条につきましての説明はいずれ正式にこの法案が上程いたれされました際に申上げたいと思ひまして、大体法案の経過及び体正のおもなるねらいどころを御説明申し上げた次第であります。

○多田委員長代理 事業者団体法等経済法令に関する件の調査は次会において行うことといたします。

この際お諮りいたします。委員細田榮藏君は去る三月二十五日委員を辞任せられ、二十七日再び委員に選任せられましたので、細田榮藏君を再び事業者団体法等経済法令に関する小委員に選任いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○多田委員長代理 御異議なければさうとりはからいます。

次会は公報をもつてお知らせいたしますことにいたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

昭和二十七年四月十一日印刷

昭和二十七年四月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁